

令和5年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（金）、夏のボーナス（令和5年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約637,300円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約637,300円

支給月数	2.16月	（昨年2.12月）
平均給与額	約295,100円	（昨年約296,900円） ^{（注1）}
（俸給+扶養手当+地域手当等）		

平均年齢 33.8歳 （昨年34.2歳）^{（注1）}

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約584,800円^{（注2）}であり、本年は約52,500円（約9.0%）増加しています。これは、

- ① 昨年6月期の期末手当の支給において行われていた令和3年12月期の期末手当引下げ相当額（▲0.15月分）の減額が今期では行われなかったことに加えて、昨年の人事院勧告に基づく給与法等の改正によって勤勉手当の支給月数が0.05月（成績標準者は0.04月）引き上げられたことから、平均支給額が昨年同期に比べ増加している一方で、
- ② 平均年齢が低下（34.2歳→33.8歳）したこと等により、平均給与額が前年に比べ約1,800円減少したこと

によるものです。

（注1）平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和4年国家公務員給与等実態調査（人事院））によるものです。

（注2）昨年同期の平均支給額は、令和3年度引下げ相当額減額後の額です。

(参考) 主な特別職の令和5年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支給額	(返納後の額(注))
内閣総理大臣	約560万円	(約392万円)
国務大臣	約409万円	(約327万円)
(一般職) (事務次官)	約316万円	
(局長クラス)	約240万円	
最高裁長官	約560万円	
衆・参両院議長	約519万円	
国会議員	約310万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.65月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

※ 上記の支給額は、令和4年12月2日以降継続して在職したものととして試算したものです。

(注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和4年8月10日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 野原、田代、勝岡

特別職担当: 桑原、合田、笠井

電話:(直通) 03-6257-3759